

# 妙安寺だより 414

## 節分とは

節分といいますが、一般的には2月3日、立春の前日をいいます。

詳しくみると、立春（2月4日）・立夏（5月6日）・立秋（8月8日）・立冬（11月8日）を「節分」と言いますので、年に4回あることになります。

その年最初の節分において、厄払いを行ない、1年の災いを除き、安寧を祈願する行事が行なわれます。

豆をまいて、災いが入ってこないように、「鬼は外、福は内」とかけ声をかけますが、日蓮宗においては、法華経の行者（信者）の守護神として、鬼子母神をお祀りしていますので、「福は内」としか言いませんので、ご注意ください。

## 2月の行事予定

2月 3日(日) 午前11時 お焚き上げ(古いお札をお持ちください)

午後 1時 星祭・方除け法要、節分豆まき・福引

**\* 当日、山門内は寺院専用駐車場になります。裏の駐車場にお停めください。**

2月16日(土) 午後 1時 釈尊涅槃会・宗祖御降誕会

先師報恩法要・永代供養追善法

## 要

**\* 平成31年「地涌の声」の功德主を募集しています。**

**\* 太歳三が日回向・祈願札等は星祭り後に併せてお配りします。発送希望の方は送料500円を追加してお申し込みください。**

**\* 17時に閉門します。閉門後は番犬を放していますので、ご注意ください**

**閉門後も駐車場に駐車される場合は、一言お声かけください。不審車両と間違います。**

**\* マークイズ福岡開業に伴い、周辺道路が混雑しています。余裕をもってお参り下さい。**

**\* 前月同封の振込用紙は、何かの際にご利用ください。封書にて現金を送る事は危険ですので、ご遠慮ください。**

## 合掌

ご尊家様、ご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、1月10日現在、貴家におかれましては、平成31年分の護持会会費が未納でございます。

12月送付分の寺報にてもお知らせいたしました通り、護持会規則に基づき、会費が納入されるまで、**寺報発送・盆彼岸回りを中止**させていただきます。

護持会規則の変更につきましては、昨年2月より護持会規則を同封させていただ

いていましたので、ご理解済みと思います。

振込用紙を同封いたしますので、早期の納入をお願い致します。

なお、兄弟姉妹・本家分家・他の寺院に墓地がある等の事情があるかもしれませんが、平等を期すため、寺報が発送されてあるお宅、それぞれで納めていただきますよう、お願い申し上げます。

護持会の年会費は平成31年より、9,000円です。

妙安寺境内地内に墓地のある方は、管理費・年3,000円も併せて納めください。

再拝

平成31年1月20日

妙安寺 住職 門田正圓  
妙安寺 護持会